

教義第 233 号

平成28年5月9日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
（各市町村立学校長）  
各教科用図書採択地区協議会長  
各教科書センター（分館を含む）館長  
国立大学法人北海道教育大学長  
（各附属小・中・特別支援学校長）  
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 私 立 学 校 長

様

北海道教育庁学校教育局高校教育課長  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長  
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

教科書採択の公正確保について（通知）

教科書採択の公正確保の徹底等については、本年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知により通知したところですが、この度、別添写しのとおり各教科書発行者あて通知した旨、文部科学省から情報提供がありました。

つきましては、本通知について、各機関において所管する全ての学校、教職員等に対して周知徹底を図り、教科書採択の公正確保に万全を期すようお願いいたします。

（普通教育指導グループ）

（義務教育グループ）

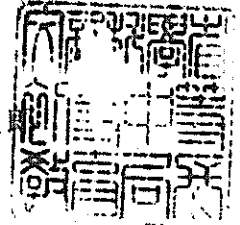
（学校教育指導グループ）



28文科初第200号  
平成28年4月27日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次



(印影印刷)

### 教科書採択の公正確保について（通知）

平成27年度においては、多くの教科書発行者において、検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為が行われていたことが明らかとなり、大きな問題となりました。

また、平成28年度使用教科書の採択勧誘のための宣伝行為等についても、従来より、過大な宣伝行為として行わないよう求めてきた教員等への教科書見本の献本や自宅訪問等の行為が行われた事案が数多く報告されたところです。

これらの行為は、これまでの文部科学省からの指導に反するだけでなく、一般社団法人教科書協会が業界団体として自主的に定めた「教科書宣伝行動基準」からも逸脱する行為であり、これらの行為により、教科書採択の公正性・透明性に強い疑念を生じさせたことについては、極めて遺憾であります。

教科書協会においては、今回の反省に立って同基準を見直し、より実効性のある自主規範として、「教科書発行者行動規範」を定めることとしていますが、各教科書発行者においては、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において使用する教科書を発行するという教科書発行者としての自覚と責任を認識した上で、教科書発行者行動規範（同規範の策定前には教科書宣伝行動基準）に定める事項及び下記事項を社内の全ての職員に対して周知するとともに、遵守を徹底し、その発行する教科書の種類・学校段階の別にかかわらず、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでの教科書作成に係るあらゆる段階において、教科書採択の公正確保に努めていただくよう要請します。

なお、平成28年4月以降、本通知又は教科書発行者行動規範（同規範の策定前には教科書宣伝行動基準）に違反し、又は逸脱する行為が確認された場合には、文部科学省ホームページ等において当該事案を公表することとなりますので、御留意ください。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 記

### (採択期間における教科書見本の取扱いについて)

平成 28 年度においては、平成 29 年度使用教科書が採択されることとなるが、小学校及び中学校用教科書については、基本的に平成 27 年度と同一の教科書が採択されることとなるため、平成 28 年度においては、平成 27 年度に新たに検定を経た高等学校用教科書の見本に限り送付することができるものとし、その送付先と送付部数の上限は下記のとおりとする。

#### [高等学校]

・都道府県教育委員会	: 各 6 部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会	: 各 1 部
・高等学校	: 各 1 部
・教科書センター	: 各 1 部

#### 【留意事項】

- ・ 上記の部数は送付することができる教科書見本の上限部数であるが、採択事務に支障の生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者（公立学校については当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校については当該学校長）に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科書については、各 1 部を送付することとしても差し支えない。）。  
また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条の規定により、教育長及び教育委員の合計人数が 6 人以上となる場合には、増加した人数 1 人につき 1 部を上限として送付することができること。
- ・ 同様に、採択事務に支障の生じないように、教科書見本については作成し次第、速やかに送付することとし、4 月末日（教科書センターに対しては 5 月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 上記のとおり、教科書見本を送付することができるのは、平成 27 年度に新たに検定を経た教科書のみであるが、平成 29 年度に新たに設置される高等学校に対しては、採択権者の求めに応じ、それ以外の教科書の見本についても 1 部を上限として送付することができること。  
また、小学校及び中学校用教科書の見本については、原則として送付することができないが、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号）第 6 条第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、採択権者の求めに応じ、教科書見本を必要部数送付することができること。
- ・ 教科書見本の送付に当たっては、内容解説資料その他一切の資料について、併せて送付することは認められていないこと。

- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により、都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第 3 項の規定により、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に対して、5 月末日までに通知すること。
- ・ 上記によるものを除き、教科書見本を、教育委員会関係者又は教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者（以下「採択関係者」という。）に対して献本又は貸与することは認められないこと（採択関係者からの求めに応じて献本又は貸与することも同様に認められない。）。

#### （採択期間終了後における教科書見本の取扱いについて）

都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である 9 月 16 日より後の期間において、採択権者の求めに応じて、その管理する学校数を上限として、当該採択権者が採択した教科書の見本を採択権者に献本することは差し支えないこと。

#### （検定申請本の取扱いについて）

平成 28 年度においては、高等学校用の教科書及び小学校用の教科書（特別の教科 道徳）の検定が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年 10 月 17 日文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための営業活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）に使用してはならないこと。
- 検定申請本及びその内容については、編著者及び編集協力者（検定申請の際に「著作編修関係者名簿」に記載した者に限る。）のほか、教師用指導書の執筆者に対してその執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行ってはならないこと。
- 教師用指導書の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わした上で提供するとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該執筆者の氏名及び提供した検定申請本の内容に関する情報を都道府県教育委員会等に対して提供することができるよう、適切な情報管理を行うこと。

#### （過当な宣伝行為等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝行為等については厳に慎むこと。

- 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の職員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。

- 9月16日以前の期間において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として関与しないこと。また、同期間において、編著作者、編集協力者及び教師用指導書の執筆者をこれらに関与させないこと。
- 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- 9月16日より後の期間に教科書見本を献本すること又は教科書に関する講習会若しくは研修会等を開催することを約することをもって、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- 学校又は児童生徒への教科書供給の過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の商品の宣伝行為を行わないこと。

#### (不当な利益供与の禁止について)

教科書宣伝行動基準はもとより、今後定められる教科書発行者行動規範を遵守し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせかねない形での金銭その他の利益の供与又はその申出については、絶対に行わないこと。

#### (その他留意すべき事項について)

いかなる理由があろうとも、自ら行うと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷を行わないこと。